

4.立替払をする



【立替払の流れ】
研究代表者が物品購入代金等を業者等に支払い、商品、領収書等を受け取ります。

重要

＜領収書を受け取った際の確認事項＞
*宛名は、研究代表者の氏名になっていますか？
(宛名が「京都大学」等のものは、不可です。)
*日付、金額、物品等の明細が記載されていますか？

商品、領収書を受け取ったら、検収所に立ち寄り、検収印を押印してもらうか検収担当者の検収を受けてください。
研究代表者が「立替払請求書」を作成し、立替払請求書、領収書等を各経費担当者にご提出ください。
(提出期限は、下記の表を参照してください。)

各経費担当者が確認し、研究代表者等の銀行口座に振り込まれるよう、手続きをします。

☆物品の購入は、極力伝票（請求書、見積書、納品書）で支払いをするようにしてください。
☆コーナンやケーヨー-D2等は、伝票（請求書、見積書、納品書）を発行してもらえないので、立替払で購入してください。

領収書に品名等の明細が記載されていない場合は、内訳がわかるもの（納品書等）に検収を受けてください。

検収については、別紙「**検収の流れ（立替払で購入する場合）**」をご参照ください。

【必要書類と提出期限】

| 区分 | 添付書類 | 提出期限 |
|--------------------------|--|---|
| 現金（日本円）による立替払 | 領収書 | 領収書の日付より14日以内 |
| クレジットカードによる立替払（日本円） | 領収書 (領収書が出ない場合は、代金の収納確認完了とともに発せられる確認メールやホームページの支払い画面を印刷したもので手続きし、後日、クレジットカード利用明細書（本紙）をご提出ください。) | 領収書の日付（代金の収納確認完了とともに発せられる確認メールの受領日やホームページの支払い画面に記載された支払い日）より14日以内 |
| クレジットカードによる立替払（外貨） | クレジットカード利用明細書（本紙）、領収書 | クレジットカード利用明細書の発行日から14日以内 |
| 外国出張中の現金（外貨）による立替払 | 領収書、「旅行何兼旅費請求書」の写し（専攻事務室にて用意します。) | 帰学日（帰国日）から14日以内 |
| 外国出張中のクレジットカード（外貨）による立替払 | クレジットカード利用明細書（本紙）、領収書、「旅行何兼旅費請求書」の写し（専攻事務室にて用意します。) | クレジットカード利用明細書の発行日と帰国日の日付の遅い方から14日以内 |

＜注意事項＞

*領収書は、内訳が記載されているものを提出してください。内訳が記載されていない場合は、納品書等をあわせてご提出ください。

*クレジットカードによる日本円での支払いの場合は、原則領収書は必要です。
領収書が発行されない場合は、代金の収納確認完了とともに発せられる確認メールやホームページの支払い画面を印刷したもので支払い日から14日以内にお手続きいただき、後日、クレジットカード明細書（本紙）をご提出ください。

*クレジットカード利用明細書について、原則本紙をご提出ください。
(立替払の手続きに関係ない個人情報等は、黒く塗りつぶしていただいても構いません。)

*学会参加費の立て替えについて、郵便局や銀行から事前に学会参加費を振り込む場合は、払込明細書等で立替払の手続きをしてください。(学会当日に発行される領収書での立替払は、極力さけてください。)

*学会参加費については、領収書（払込明細書）等に加えて、学会の開催日時・料金がわかるものを添付してください。

*出張時にレンタカー、フェリー等を利用する場合は、出張手続き時に「旅行何兼旅費請求書」に記載してください。記載がない場合は、後日立替払をさせていただいても支出できない場合があります。

*クレジットカードによる支払いは、一括払い（手数料を課金されない形）しか認められません。分割払い、リボルビング払い等は、認められません。

*10万円を超える立替払、**本学教職員以外の立替払（院生、名誉教授、他大学の教員等）**については、**事前に「立替払承認申請書」を提出し、承認を得る**必要があります。承認がとれるまでは、お支払いいただくことはできません。

＜高速道路料金の立替払について＞

【現金払い、クレジットカード払い（ETCカード除く）の場合】立替払を行った日から14日以内に立替払請求を行ってください。
立替払請求時の必要書類：立替払請求書、料金所で受領した領収書（クレジットカード払いの場合は、利用証明書）
後日、クレジットカード利用明細書（本紙）をご提出ください。

【ETCカード払いの場合】クレジットカード利用明細書の発行日から14日以内に立替払請求を行ってください。
立替払請求時の必要書類：立替払請求書、クレジットカード利用明細書、ETC利用証明書（利用区間、日時等を確認するため）